定款

社会福祉法人 仁賀保保育会

(令和3年6月21日 変更)

社会福祉法人仁賀保保育会定款

第 一 章 総 則

(目的及び事業)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその 利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利 用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援す ることを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 地域子育て支援拠点事業
- (ハ)一時預かり事業
- (二) 放課後児童健全育成事業
- (ホ) 病児保育事業

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人仁賀保保育会という。

(経営の原則)

- 第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
 - 2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、支援を必要とする者に無料 又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を秋田県にかほ市院内字嶋田70番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員七名以上十名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議 員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、事務局員一名、外部委員二名の合計三名で構成 する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員 会の運営についての細則は理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適 任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の 任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した 後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 三 章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第一○条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

(議 長)

第一三条 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決 議)

- 第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決議を行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が前項の議事録に 記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1)理 事 六名以上九名以内
- (2)監事三名以内
- 2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員の選任)

- 第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、そ の業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎会計年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行 の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業 務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了 又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事 又は監事としての権利義務を有する

(役員の解任)

- 第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
 - (1)職務上の業務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議 員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等と して支給することができる。
 - 2 前項の別に定めるとは、この法人の「役員等報酬及び旅費規程」をいう。

(職員)

- 第二三条 この法人に、職員を置く。
 - 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。) は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構 成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第二六条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第二七条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故が あるときは、出席した理事のうちから互選する。

(決 議)

- 第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、そ の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を 述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び理事会に出席した理事長、監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第三○条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及びその他財産の二種とする。
 - 2 基本財産は、次の財産をもって構成する。
 - (1) 定期預金 210万円
 - (2) 秋田県にかほ市中三地字橋本166番地所在の 旧小出保育園 敷地1筆(2,408.84平方メートル)
 - (3) 秋田県にかほ市中三地字橋本166番地所在の木造亜鉛メッキ 鋼板葺 平家建 旧小出保育園園舎1棟(497.55平方メートル)
 - (4) 秋田県にかほ市院内字嶋田70番地外2筆所在の木・鉄骨造、瓦葺、 平家建 にかほ保育園園舎1棟(1,836.47平方メートル)
 - (5) 秋田県にかほ市院内字嶋田70番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺、 平家建 にかほ保育園車庫1棟(165.00平方メートル)
 - (6) 秋田県にかほ市院内字嶋田70番地所在の木造瓦葺 平家建 にかほ保育園園舎新築部分(363.53)
 - (7) 秋田県にかほ市院内字嶋田70番地所在の木造瓦葺 平家建 つぼみ保育園園舎1棟(446.43平方メートル)
 - 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため 必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、にかほ市長の承認を得なければならない。ただし、次の場合には、にかほ市長の承認は必要としない。
 - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行 う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設 整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機 関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
 - 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、 又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第三三条 この法人の事業計画書及び、収支予算書類については、毎会計年度開始の日 の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これ を変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に 供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時 評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認 を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定 款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、 理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を

しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第 七 章 解 散

(解 散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの 解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散 (合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

- 第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、にかほ市長の 認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項 に係るものを除く。)を受けなければならない。
 - 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく その旨をにかほ市長に届け出なければならない。

第 九 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人仁賀保保育会の掲示場に掲示するとともに、 官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立 後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

| 理 | 事 | 長 | 飯 | 尾 | 金三郎 |
|----|---|-------------|------|---|-----|
| 理 | | 事 | 細 | 矢 | 鐵 雄 |
| 理 | | 事 | 菅 | 原 | 道 舜 |
| 理 | | 事 | 斎 | 藤 | 寛 一 |
| 理 | | 事 | 佐 | 藤 | 惠 |
| 理 | | 事 | 増 | 村 | 清 |
| 理 | | 事 | 鈴 | 木 | 金一郎 |
| 理 | | 事 | 三 | 浦 | 忠 男 |
| 監 | | 事 | 遠 | 藤 | 憲一 |
| шь | | | LTE. | 脐 | 思 |

附 則 (平成二年一月三一日変更)

この定款変更は、認可の日から施行し平成二年四月一日より適用する。

附 則 (平成三年二月五日変更)

この定款変更は、平成三年四月一日より施行する。

附 則 (平成四年三月一三日変更)

この定款変更は、平成四年四月一日より施行する。

附 則 (平成五年一二月八日変更)

この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成六年六月二四日変更)

この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成八年三月一三日変更)

この定款変更は、認可の日から施行し平成八年四月一日より適用する。

附 則 (平成九年一○月一五日変更)

この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月九日変更)

この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一一日変更)

この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成一三年三月九日変更)

この定款変更は、認可の日から施行し、平成十三年四月一日より適用する。

附 則 (平成一三年六月二五日変更)

この定款変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成一四年九月一一日変更)

この定款変更は、認可の日から施行する。

- 附 則 (平成一六年三月一七日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。
- 附 則 (平成一九年一〇月三一日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。
- 附 則 (平成二〇年一〇月二四日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。
- 附 則 (平成二一年五月二九日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。
- 附 則 (平成二一年一〇月二八日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。
- 附 則 (平成二二年五月二七日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。
- 附 則 (平成二二年一〇月二七日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。
- 附 則 (平成二三年一月二八日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。
- 附 則 (平成二四年一二月六日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。
- 附 則 (平成二五年二月一四日変更) この定款変更は、平成二五年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二五年一一月六日変更) この定款変更は、平成二五年四月一日に遡及して適用する。
- 附 則 (平成二六年一〇月二八日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。
- 附 則 (平成二七年五月二二日変更) この定款変更は、平成二七年四月一日に遡及して適用する。

- 附 則 (平成二七年一二月三日変更) この定款変更は、平成二七年四月一日に遡及して適用する。
- 附 則 (平成二八年一二月二〇日変更) この定款変更は、認可の日から施行し、平成二九年四月一日から適用する。
- 附 則 (令和三年六月二一日変更) この定款変更は、認可の日から施行する。